

令和4年度

滋賀県アートコラボレーション事業

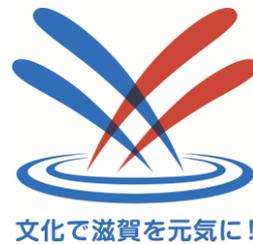
〈 県域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の活性化 〉

— 自主企画 —

募 集 要 項



「滋賀県アートコラボレーション事業」のロゴマーク



「文化で滋賀を元気に!」のロゴマーク

(公財)びわ湖芸術文化財団 地域創造部

令和4年度滋賀県アートコラボレーション事業 － 自主企画 － 募集要項

< 地域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の活性化 >

1 はじめに

(公財)びわ湖芸術文化財団(以下「財団」という。)は、文化ホール、アートNPO、文化団体等と連携協働し、地域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の振興を図ることを目的に、新たな企画を募集します。

2 協働対象者

県内の文化ホール、アートNPO、文化団体等(以下「提案者」という。)を対象とします。なお、アートNPO、文化団体および実行委員会形式の場合は、構成員名簿と規約の提出、会計責任者の配置を条件とします。

3 募集企画

(1) 企画のコンセプト

県内文化ホール※で開催する舞台芸術公演を募集します。アウトリーチ、ワークショップ、クリニックなど、周辺事業を備えた総合的な取り組みを実施してください。

企画内容は、舞台芸術に触れることで、心が豊かになり、人のつながりが生まれるもの等とします。

また、既存の事業を従来どおり実施するのではなく、新たに、以下のいずれかの観点が含まれる企画としてください。

※ 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館を除く

- ① 観客の裾野を広げる工夫があること
- ② 子どもたちや若手アーティスト、アートマネージャーやボランティアの育成を目指すものであること
- ③ 湖国滋賀の魅力を再発見し、地域の誇りを醸成するものであること
- ④ 観光や産業と連携し、地域活性化の仕組みが盛り込まれていること
- ⑤ 障害の有無や、話す言語などの違いを乗り越え、楽しむ工夫をし、多様な参加者と企画を創るものであること

(2) 対象外の企画

対象外となる事業は次のとおりです。

- ① 買い取り公演、学校や子ども会などの団体鑑賞事業、企業研修、発表会
- ② 観客が特定の会員、または参加・入場に制限があるもの
- ③ 政治活動や宗教活動を目的とするもの
- ④ 文化ホールの共催(協力)がないもの

4 協働方法

(1) 業務の分担

当該事業の実施にかかる業務は、財団と提案者が、そのノウハウを共有し業務を分担して取り組む協働(協力・分業)体制とします。

提案者がアートNPO、文化団体、文化活動者の場合は、財団・提案者・実施文化ホールの三者による協働(協力・分業)体制とします。

(2) 会計

① 経費分担

財団の経費負担は、対象経費総額の60%を上限とし、かつ、1事業あたり**300万円**以内とします。

なお、以下の経費は対象外経費となります。

対象外経費
・ 会場の施設・付帯設備使用料 ※但し、提案者が施設管理者・所有者以外（NPO、文化団体、文化活動者）の場合、対象経費に含むことができる
・ 備品購入費
・ 人件費（事務および制作・技術スタッフ） ※但し、演出プランを伴う舞台技術業務委託は対象経費とする ※但し、搬入搬出や受付アルバイトの人件費は対象経費とする ※但し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にかかる人件費は対象経費とする
・ 食糧費
・ 契約用収入印紙

対象経費総額		対象外経費
財団の負担 事業費の60%以下 かつ 300万円 以内	提案者の負担 事業費の40%以上負担	提案者の負担

※ 広告・宣伝、発送代金も対象経費として認められますが、算出根拠および支出証拠書類を添付する必要があります。

※ 新型コロナウイルスの感染症拡大等を事由とし公演が中止となった場合は、その時点で発生済みの対象経費のうち40%（ただし、当初予定の負担金額を上限とする）を提案者が負担することとします。

② 収入分配

入場料、参加料等の事業収入は、対象経費の負担割合に応じて分配するものとします。

③ 会計事務

支出事務は、原則として財団が行います。

但し、提案者が支出することが合理的であると判断される場合は、事前に財団に報告した上で、提案者が支出事務を行うことが可能です。その場合、双方が支出した対象経費を加算し、支出負担割合に応じて、相殺し、精算を行うことができます。

収入事務は、双方で行い、精算時に相殺することが可能です。

※ 財団の支出した経費に係る支出証拠書類（見積書・請求書等）の原本は、財団が所有します。

④ 精算

収支確定後、双方の負担額を算出します。経費の精算は、双方協議の上、相殺処理することができます。

(3) 事業計画の変更について

事業内容を変更する場合、事前に財団と協議が必要です。財団の了承を得た場合は、計画的に事業内容の変更をすることが可能です。

公演回数を減らす場合は、減らした回数に相当する予算額を減額します。

《当初の計画予算に変更が生じた場合》

- ・財団負担金額は、決定通知書に添付する金額が上限です。支出過多・販売不振等の理由により当初の計画予算に変更が生じた場合、不足分は提案者が負担します。
- ・計画の変更があった場合、精算時の支出負担金額の割合に応じて収入を配分します。

※ 販売不振等を理由に、事業内容（公演数、周辺事業数等）を減らすことはできません。

5 実施要件

(1) 実施期間

令和4（2022年）6月1日（水）から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

※令和4年4月1日以降に発生した経費を対象とします。

(2) 主催

公益財団法人びわ湖芸術文化財団、提案者

※提案者とは、指定管理を受けている団体名、所轄の市町名または提案した団体名

※表記は上記の順とします。

(3) チケット代・参加費

原則として有料の催しとします。

(4) 禁止事項

アートコラボレーション事業に提出する企画提案は、他の公募の助成金と併用申請はできません。

(5) そのほか

広く鑑賞者・参加者を募るため、可能な範囲でアクセシビリティ向上の工夫を行うこと。

例) 車椅子席の案内、窓口の筆談対応、0歳児から入場可能など

アクセシビリティとは……

直訳すると「接近する」「利用する」の意味。今まで文化ホールに足を運ぶことに対し、障害を持っていた人（障害者、外国語話者、乳幼児等）が、障害のない人と同様の体験、同様の水準でサービスを楽しめるようにすること

6 提案書の提出

(1) 提出方法

事業提案書に必要な書類を添付のうえ、郵送（特定記録郵便）により提出してください。封筒には「滋賀県アートコラボレーション事業提案書在中」と朱記してください。

- ① 提案書等は、片面印刷としてください（代表者印必要）。
- ② 提出いただいた提案書等は返却しません。
- ③ 企画書および予算書は、財団の様式で作成してください。
提案には、次の書類を1部ずつ提出してください。
 - ・企画提案書 (様式1)
 - ・業務分担表 (様式2)
 - ・実施スケジュール (様式3)
 - ・収支予算書 自主企画部門 (様式4)
 - ・構成員名簿、規約（アートNPO、文化団体および実行委員会形式の場合）
 - ・その他関係書類（提案内容を説明する資料、写真、契約相手方の会社概要など）
- ④ 各様式入力後のデータを別途電子メールによりお送りください（押印不要）。
※提案書等の様式は、財団の地域創造部ホームページからダウンロードできます。
<https://www.biwako-arts.or.jp/rd/>

(2) 提出期限 **令和3年11月11日（木）まで（必着）** ※特定記録郵便で郵送

(3) 提出先

〒520-0806 大津市打出浜 15-1 びわ湖ホール内
公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部 地域創造部（担当：眞島）

7 選定方法および採択予定数

(1) 選定方法

財団に設置する選定委員会が書類審査のうえ、協働相手先を決定します。

(2) 審査基準

審査は、以下の観点で行います。

- 組織体制が明確であり、会計責任者が設置されているか（運営主体性）
- アートコラボレーション事業のコンセプトを、地域の独自性を踏まえた上で達成可能か（独自性）
- 事業内容が具体的に明記されており、実現可能かどうか（実現性）
※プログラム、会場、日程等が具体的に記載されていること
- 広報先、販売促進先が明記されており、工夫があるかどうか（広報宣伝力）
- 予算書は適正に組まれているか（収支率）

(3) 採択予定数

3～5件程度（予算規模により変動する可能性あり）

※ 自主企画部門の採択は、原則、提案者1人につき1事業とします。
（提案者が複数のホールの運営を行っている場合は、各ホールにつき1事業とします）

8 事業内容の調整

提出された企画提案および予算については、選定委員会前に財団がヒアリングを行い、調整を求める場合があります。

9 決定通知

令和3年12月中旬に内定通知書を、令和4年4月に決定通知書を郵送します。

10 提出先および問合せ先

〒520-0806 大津市打出浜 15-1 びわ湖ホール内
公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部 地域創造部（担当：眞島）
TEL：077-523-7146 FAX：077-523-7147
Eメール：c-souzou@biwako-arts.or.jp
※火曜休（祝日の場合は翌日休み）〈受付時間〉9:00～17:00

11 滋賀県アートコラボレーション事業推進会議の設置

選定された全ての事業の提案者の担当者と財団担当者による事業の実施説明および連携協働の強化を図る会議を5月と3月の年2回程度予定しています。

12 その他

- (1) 決定後であっても事業計画が履行されない場合、また、公序良俗に反する行為があった場合などは、決定を取り消すことがあります。その場合の責任は協働相手先が負うこととします。
- (2) 印刷物には、「滋賀県アートコラボレーション事業」「文化で滋賀を元気に！」のロゴマークおよび「この事業は〇〇〇（協働相手先）と（公財）びわ湖芸術文化財団が協働して実施しています。」の表記を必ず入れることとします。
- (3) 選定後、提案者の所在地、代表者のほか、実施計画に変更があった場合は、速やかに財団あてに連絡し変更申請を提出願います。
- (4) 滋賀県芸術文化祭の期間中に開催する事業は、芸術祭に参加することとします。